

15 大学院数学連絡協議会単位互換制度（数学専攻）に関する協定書および細則（抜粋）

1. 大学院に在籍する学生が研究上の必要により、他大学大学院の学科目を聴講しようとするときは、所属大学院の専攻主任または指導教員の諒解を得たうえで所属大学院を通じ、希望する大学院にその旨申し出るものとする。
2. 定められた手続を経て他大学大学院学生の聴講申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の授業にさしつかえがないかぎり聴講を許可する。
3. 委託聴講生の聴講料は無料とする。
4. 加盟校の大学院数学専攻の講義内容及び授業時間表を当番校で作成して各加盟校に配付する。
5. 聴講を希望する学生は、所定の委託聴講生願（秋学期開講科目の場合も）を原則として4月末日（加盟校により違いがあるため必ず確認のこと）までに受入大学院担当事務局に提出しなければならない。
6. 受入大学院は受付後、当該専攻主任の許可を得て聴講を承認する。承認後、所定の手続きを経て委託聴講生証を発行する。
7. 聴講生の成績は受入大学院から当該学生の所属する大学院に所定の様式により通知する。

大学院数学連絡協議会加盟校

中央大学、学習院大学、上智大学、
国際基督教大学、明治大学、日本大学、
日本女子大学、立教大学、東京女子大学、
東京理科大学、津田塾大学

協定書_2010年11月26日改定

細則_2012年4月1日改正